

熊本県  
環境基本計画



# 第六次熊本県環境基本計画

## 第1編

## 計画の基本的事項

### 1 基本計画策定の趣旨

熊本県では、快適な環境の創造を図るため、全国に先駆け平成2年(1990年)10月に熊本県環境基本条例を制定しました。この条例に基づき、平成3年(1991年)11月に県が行う環境施策の方向などを示す熊本県環境基本指針(以下「基本指針」といいます。)を策定しました。また、この基本指針に沿って平成8年(1996年)12月に熊本県環境基本計画(以下「基本計画」といいます。)を策定しました。

基本指針は対象期間を10年間、基本計画は対象期間を5年間としています。

これまで、第二次基本指針(平成13~22年度(2001~2010年度))に基づき、第二次基本計画(平成13~17年度(2001~2005年度))、第三次基本計画(平成18~22年度(2006~2010年度))を、第三次基本指針(平成23~令和2年度(2011~2020年度))に基づき、第四次基本計画(平成23~27年度(2011~2015年度))、第五次基本計画(平成28~令和2年度(2016~2020年度))を策定しました。

第五次基本計画の計画期間が令和2年度(2020年度)までであることから、これまでの取組みの成果や課題、新たな動きを踏まえ、第四次基本指針に基づき、第六次基本計画を策定します。

### 2 基本計画の性格・位置付け

#### (1) 基本計画の性格

基本計画は、熊本県における環境の保全や創造に関する施策の方向性を定めるものです。

地球規模の環境危機が顕在化する中、「環境立県くまもと」の実現に向けては、第四次基本指針に掲げる「取組みを推進するにあたっての考え方(p20参照)」を踏まえ、行政だけではなく、県民、事業者など全ての主体が基本指針に示すそれぞれの役割に沿って、主体的にかつ、連携しながら取り組む必要があります。

そのため、基本計画は、市町村や県民、事業者、各種団体などがその地域の特性や課題に応じた環境の保全や創造のための取組みを実施する際に参考となる方向性を示すものです。

## 【取組みを推進するにあたっての考え方】

「環境立県くまもと」の実現に向けた取組みについては、次の2つの考え方（視点）をもとに推進します。

### ① SDGs<sup>\*1</sup>や地域循環共生圏<sup>\*2</sup>の考え方を踏まえた課題解決

持続可能な社会を構築していくためには、環境への負荷を最小限に抑えながら、同時に、県民生活や地域経済も活性化させていくことが必要です。また、今後、頻発化、激甚化が懸念される大規模災害からの復旧・復興においても、環境と経済、社会の問題を一体的に解決しながら持続可能な地域を創造していくことが求められます。

そのため、課題解決に向けては、複数の課題を統合的に解決し、マルチベネフィット（一つの行動によって複数の側面における利益を生み出す）を目指す「SDGs(持続可能な開発目標)」や、地域資源を活用し新たな成長を目指す「地域循環共生圏」の考え方を踏まえ、環境問題を、経済、社会の問題と統合的にとらえて、本県が持つ地域資源、ポテンシャルを最大限活用しながら、分野横断的に取り組むことが必要です。

### ② あらゆる主体におけるパラダイムシフト<sup>\*3</sup>（変革）

地球温暖化に伴う気候変動など様々な環境問題が顕在化している中、現在の取組みをそのまま継続するだけでは、「ゼロカーボン」の実現、さらには「環境立県くまもと」の実現は困難であり、私たち一人ひとりが環境への取組みを新たに捉え直すパラダイムシフト＝変革していくことが必要です。

5つの目指すべき姿<sup>\*4</sup>の達成に向け、私たちの生活、社会システムの劇的な変革が求められます。

県民、事業者、各種団体、行政機関等、あらゆる主体が自分の生活・行動と環境との関係を自覚し、環境に負荷が少ない行動を選択し継続すること、また、それぞれの立場に応じた役割を発揮し、協働で取り組むことが必要です。

環境立県くまもとの実現に向けては、私たち一人ひとりが環境に負荷が少ない行動を選択（＝行動変容）していくことが不可欠であるため、『あらゆる主体が「これまでの考え方・行動や社会（＝パラダイム）」を「大きく転換・変革（＝シフト）」する』ことを「取組みを推進するための考え方」として掲げています。

※1：平成27年(2015年)、国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に掲げられた令和12年(2030年)までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標。17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない（leave no one behind）」ことを理念としている。

※2：環境と経済・社会の統合的向上、地域資源を活用したビジネスの創出や生活の質を高める「新しい成長」を実現するための新しい概念で、各地域が、その地域固有の資源を活かしながら、それぞれの地域特性に応じて異なる資源を持続的に循環させる自立・分散型のエリアを形成するという考え方。平成30年(2018年)に閣議決定された国の第五次環境基本計画において提唱された。

※3：時代や社会において、常識的な考え方の枠組み（パラダイム）が、革命的、構造的に大きく転換（シフト）すること。

※4：第四次基本指針に5つの目指すべき姿として、「ゼロカーボン社会」「循環型社会」「自然共生社会」「安全で快適な生活環境」「様々なリスクに備えた社会」を掲げている。

## (2) 基本計画の位置付け

基本計画中の下記の項目は、各法律、条例に定められた計画として位置付けます。

### ○地球温暖化対策の推進（第4編第1章第1節）、重点テーマ（第3編）

→熊本県地球温暖化の防止に関する条例に基づく「地球温暖化対策推進計画」

→地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく「地方公共団体実行計画（区域施策編）」

### ○県の事務・事業における温室効果ガス排出削減（地球温暖化防止に向けた県庁率先実行計画）の推進（第4編第1章第2節）

→地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく「地方公共団体実行計画（事務事業編）」

### ○資源循環の推進（第4編第2章第1節）

→循環型社会形成推進基本法に定められた「その地方公共団体の区域の自然的社会的条件に応じた循環型社会の形成のために必要な施策を推進するための計画」

### ○気候変動の影響への適応（第4編第5章第1節）、重点テーマ（第3編）

→気候変動適応法に基づく「地域気候変動適応計画」

### ○環境立県くまもと型未来教育（第4編第6章）

→環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律に基づく「その都道府県又は市町村の区域の自然的社会的条件に応じた環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関する行動計画」

※体系図は次ページのとおり。

## 3 基本計画の対象地域・期間

基本計画の対象地域は、熊本県全域です。

また、基本計画の対象期間は、令和3年度(2021年度)から令和7年度(2025年度)までの5年間とします。ただし、計画期間中に状況の変化等が生じた場合は、必要に応じて見直しを行います。

## 4 基本計画の構成

基本計画は、次の4つの編から構成されています。

### 第1編「計画の基本的事項」

基本計画策定の趣旨、性格・位置付け、対象地域・期間、構成について記載しています。

### 第2編「環境を取り巻く状況」

環境の現状、国内外の動き、前計画の成果と今後の課題について整理しています。

### 第3編「重点テーマ」

計画期間において特に重点的な取組みが必要となる地球温暖化対策について、「ゼロカーボン社会の推進（緩和策）」と「気候変動の影響への適応（適応策）」に両輪で取り組む必要性を整理しています。

### 第4編「分野別計画」

第四次基本指針に沿って、7つの環境施策の方向ごとに章を設け、具体的な施策項目ごとに施策の方向性や数値目標を示しています。

## 環境基本指針・計画に関連する主な個別計画

熊本県環境基本指針

熊本県環境基本計画

ゼロカーボン

循環

自然共生

安全・快適

リスク対応

未来教育

環境配慮・  
ネットワーク

地球温暖化対策推進計画・地域気候変動適応計画

本県における循環型社会形成に係る計画及び環境教育推進に係る計画としても位置付ける。

熊本県総合エネルギー計画

熊本県廃棄物処理計画

生物多様性くまもと戦略

熊本県食料・農業・農村基本計画

熊本県農山漁村地域整備計画

熊本県棚田地域振興計画

熊本県森林・林業・木材産業基本計画

熊本県水産基本計画

河川整備基本方針及び河川整備計画

熊本県海岸保全基本計画

有明海・八代海等の再生に向けた熊本県計画

熊本地域地下水総合保全管理計画

熊本県地下水と土を育む農業推進計画

熊本県生活排水処理構想

騒音・振動・悪臭に関する規制基準等の設定に係る基本方針

光化学スモッグ緊急時対策基本方針

熊本県景観計画

熊本県景観づくりアクションプラン

熊本県文化財保存活用大綱

熊本県地域防災計画

令和2年7月豪雨からの復旧・復興プラン

熊本県環境教育基本指針

熊本県教育振興基本計画

熊本県産業成長ビジョン

水俣・芦北地域振興計画